

よくあるご質問（ジョブコーチ支援）

Q1：ジョブコーチ支援は、どのような場合に利用できるのでしょうか？

→ジョブコーチの支援は、雇用と同時だけではなく、雇用後であっても、職場適応を図るために職場内に障害のある方をサポートする体制をつくる必要がある場合に利用できます。支援プラン（職業リハビリテーション計画）に基づいて、障害のある方と事業所の方、双方が同意していただいた上で実施します。

Q2：ジョブコーチ支援は、どのような方が利用できますか？

→身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等の障害や疾病が背景にあり、職業へのスムーズな適応や課題解決のために人的支援が必要な方は、手帳の有無を問わず利用できます。

ただし、勤務先の事業所の同意が必要なため、障害や疾病について事業所にお伝えすることが前提となります。

Q3：ジョブコーチの派遣をして欲しい時には、どこに申し込めばよいですか？

→求職登録をされている、もしくは就職時に職業紹介を受けた（事業所の方は、所在地を管轄している）ハローワークもしくは当センターにご連絡いただくとスムーズです。

Q4：ジョブコーチ支援は、申し込んでからどのくらいかかりますか？

→①障害のある方ご本人のニーズ確認・特性や状況を把握するための相談、②事業所の方のニーズ確認・職場の状況を把握するための相談、③担当ジョブコーチとの顔合わせをしてから開始をします。事前に1～3回の相談が必要になりますので、開始までに2週間程度の準備期間をいただいております。

Q5：ジョブコーチ支援は、週20時間未満の就労でも利用できますか？

→原則、ジョブコーチ支援終了段階で勤務時間が週20時間以上を目指す場合に利用できますが、精神障害または発達障害のある方は、ジョブコーチ支援終了段階で勤務時間が週15時間以上を目指す場合に利用できます。

Q6：ジョブコーチ支援はハローワークのトライアル雇用と併用できますか？

→トライアル雇用と併用できます。ハローワークの他、ご本人が利用する支援機関と連携をして、支援を進めていきます。

Q7：社内で障害者を指導する社員がいないので、ジョブコーチ支援を利用したいのですが、対応してもらえますか？

→ジョブコーチ支援では、ジョブコーチから事業所担当者に障害特性に応じた配慮の仕方、指導方法、職場環境の調整など雇用管理のノウハウをお伝えします。また、ジョブコーチ支援が終了した後に、事業所の中で雇用管理や作業指導ができるようになることを目指しています。したがって、支援期間中にノウハウを伝達する相手がない（指導担当者がいない）事業所では、申し訳ありませんが、ご利用いただけません。

Q8：ジョブコーチ支援は、公務部門(国・地方公共団体)、公務員も利用できますか？

→公務部門(国・地方公共団体)(※)、公務員の方については、当センターの支援対象とはならないため、ハローワークをご利用ください。

(※) 公務部門(国・地方公共団体)：国及びその出先機関並びに地方公共団体に加え、独立行政法人のうち行政執行法人及び特定地方独立行政法人

Q9：ジョブコーチ支援を利用する際に費用はかかりますか？

→相談・支援ともに費用はかかりません。

Q10：ジョブコーチ養成研修を受けたいのですが・・・

→平成30年度から、集合研修が大阪でも開催されることになりました。詳しくは当機構HPをご覧ください。

- ・ 社会福祉法人等事業主の方へ「訪問型職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修」
(http://www.jeed.or.jp/disability/supporter/seminar/job_adapt01.html)
- ・ 企業の方へ「企業在籍型職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修」
(http://www.jeed.or.jp/disability/supporter/seminar/job_adapt02.html)